

農地中間管理事業

活用
事例集

広島県農地中間管理機構

(一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団)



◆目次

はじめに	1
活用事例集	
CASE 1 <u>経営規模の拡大</u> (株)vegeta	2
(農)ファーム志和	4
CASE 2 <u>分散錯ほの解消</u> (有)こめ奉行・(農)穂MINORI	5
(株)ハラダファーム本多・(株)今桐ファーム	6
CASE 3 <u>集落法人の設立</u> (農)下川西	7
CASE 4 <u>企業の農業参入</u> (株)広島アグリネットファーム	8
CASE 5 <u>新規就農者の育成・確保</u> 田中秀幸	9
CASE 6 <u>耕作放棄地の再生</u> 峰商事(同)	10
CASE 7 <u>農業委員会による農地の斡旋</u> 瀬戸田地区の農業委員と 農地利用最適化推進委員の活動	11
農地中間管理事業のしくみ	12

はじめに

平成25年12月に制定された「農地中間管理事業の推進に関する法律」により、(一財)広島県森林整備・農業振興財団は、平成26年3月に農地中間管理機構として県から指定を受けました。

農地中間管理機構は、農業経営の規模拡大、農地の集団化及び新たに農業を営もうとする者の参入を進め、農地の利用の効率化及び高度化を促進するため、農地中間管理事業を行う組織として各都道府県にひとつ指定を受けた法人です。

国は10年後(平成35年度)の担い手への農地集積目標(全農地の80%)を定め、農地中間管理機構はその達成に向けた推進役を担っています。

広島県では、効率的かつ安定的に農業を営む集落法人や認定農業者などの担い手が利用する農地集積目標を平成35年度に46%(平成25年度19%)と定め、担い手の育成・確保、規模拡大や経営の高度化を目指しています。

特に、適切な「人・農地プラン」が作成され、地域ぐるみで農地の流動化に取り組む区域や

農地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い地域などを重点的に推進することとしています。

この事業の活用により担い手への農地の集積と集約化を進め、経営の規模拡大や高度化に寄与するとともに、産地育成につながる取り組みとなるよう、県、市町、農業委員会、JA等関係団体と連携を図り、円滑な実施に努めているところです。

平成26年度から4年間で、361経営体に対し、県の耕地面積の6%に相当する3,485haの農地を転貸しました。また、担い手の借入農地面積(県調査:約1万ha)のうち、35%が農地中間管理事業で貸借されている状況となっています。

そうした中で、農地中間管理事業の理解を深めていただくため、担い手への農地集積の取り組み事例を「農地中間管理事業活用事例集」として作成しましたので、今後の担い手への農地の集積、集約に向けた活動の参考としていただければ幸いです。

平成30年3月

(株) vegeta (ベジタ)

[県域]



代表取締役：谷口浩一
 設立：平成6年1月25日
 経営面積：約50ha(農地中間管理機構活用面積 49ha)
 生産品目：施設・露地野菜
 従業員：役員2名、常時雇用10名

計画的な 経営規模の拡大

谷口代表取締役は、昭和60年に原木しいたけ栽培で新規就農しました。平成3年に野菜の水耕栽培を開始し、平成6年1月、現在の会社の前身となる(有)ベジタファーム東城を設立しました。平成20年頃から、拡大が進む耕作放棄地を活用して白ネギや白菜等の露地野菜の生産を始め、平成25年から県が推進するキャベツの生産を開始。近隣の農地集積に加え、行政等が進める大規模野菜団地へも参入し、順調に経営規模を拡大しています。



菅田地区農地図

地域の信頼を得て まとまった農地を確保

農地を確保する上では、地域の信頼を得ることが重要であり、これまでの経験から、三次市向江田町の菅田地区においては、キャベツの収穫時には収穫祭を開催するなど、地域との密接な連携体制を構築し、まとまった農地の確保を実現しました。

このような信頼関係により、畦畔管理等で地域の協力を得ています。



地域との交流風景(キャベツ収穫体験)

標高差を利用した キャベツ周年生産に向けて

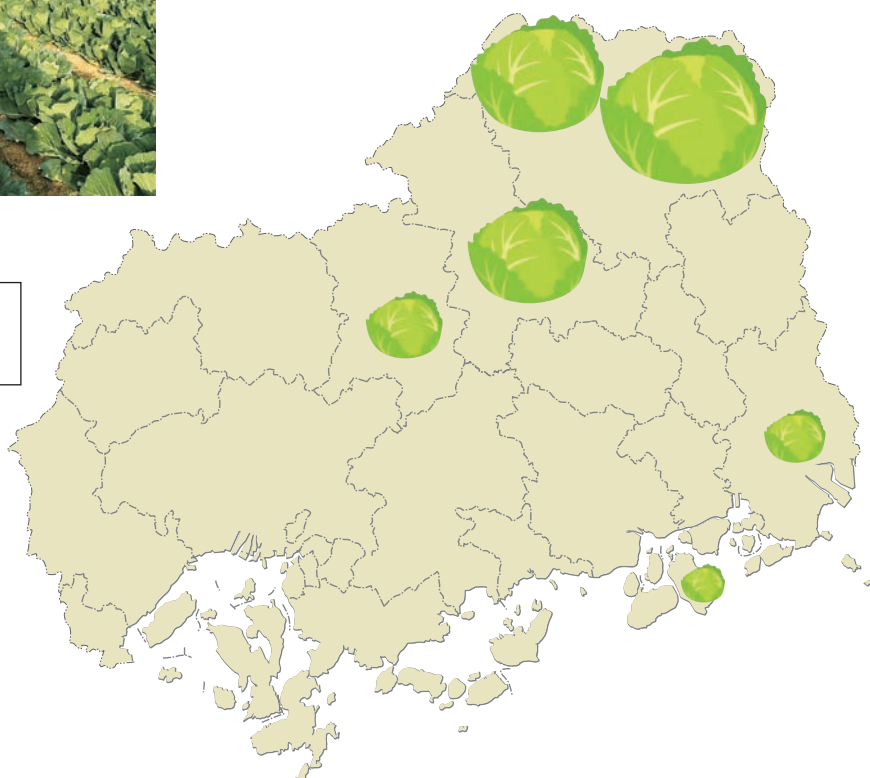
キャベツの周年生産を進めていくため、日本の縮図と言われる本県の特長（標高差）を活かし、平成29年に尾道市因島中庄町の仁井屋新開地区において、行政をはじめ地元農業委員や農地中間管理機構の地域駐在コーディネータ等の働きかけにより農地を確保し、生産をスタートしました。

また、地域に根ざした活動が大切なことから、地域の生産者とも積極的に交流をしています。



因島仁井屋新開地区のキャベツ

県域に広がる(株)vegetaの
キャベツ生産



農地中間管理事業の活用で 県域の規模拡大が実現

(株)vegetaは庄原市東城町を拠点に、庄原市内を中心に規模拡大を進めていましたが、大規模野菜経営体としてステップアップを目指す中で、県域での規模拡大を進めています。そうした中で、農地中間管理機構が持つ農地情報を有効に活用するとともに、新たな地域への円滑な参入につながっています。

農事組合法人ファーム志和

[東広島市]



代表理事：井上修司

設立：平成26年11月

経営面積：64ha（農地中間管理機構活用面積 63.4ha）

生産品目：水稲，酒米，WCS用稲，アスパラガス

構成員：145人（理事10人）

県内初の集落法人同士の合併で 経営基盤を強化

（農）ファーム志和の前身である（農）ファーム・ウチ（H9.10設立）と（農）ファーム東志和（H21.10設立）は、東広島市志和町の隣接した集落法人で、機械を共同で利用するなど、連携した取り組みを行っていました。

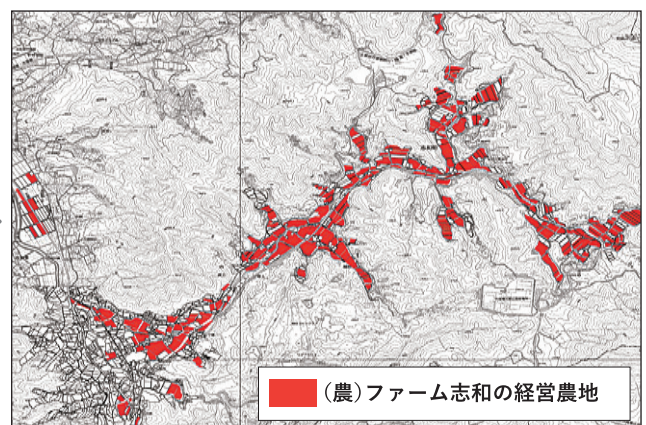
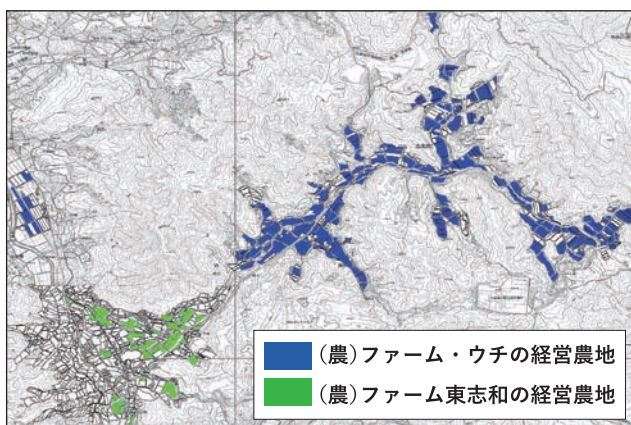
農産物価格の低迷や資材価格の高騰などにより、更なる経営の効率化が求められる中、水稲中心で経営規模の大きい（農）ファーム・ウチと、アスパラガス等の野菜生産に取り組む（農）ファーム東志和が対等に合併することにより、さらに安定した経営基盤を確立しました。

農地中間管理事業の活用で 農地所有者の安心感を得る

公的機関である農地中間管理機構が、集落法人と連携することで、新たな農地集積に際して、農地所有者のより一層の安心感を得られるというメリットがあります。

また、事務手続き等も含め効率的な農地集積を行うことができました。

農地中間管理機構を活用することで、機構集積協力金（地域集積協力金）の交付を受けることができ、新法人の円滑な経営開始につながりました。



CASE

2-1

分散錯ほの解消

※分散錯ほ：一つの経営体の農地があちこちに分散している状態

みのり

(有)こめ奉行・(農)穂MINORI

[世羅町]



(有)こめ奉行 代表取締役：立石和子
 設立：平成17年3月
 経営面積：約60ha(農地中間管理機構活用面積 30.1ha)
 生産品目：水稻・野菜
 従業員：役員3名，常時雇用7名



(農)穂MINORI 代表理事：宇坪實
 設立：平成24年9月
 経営面積：約60ha(農地中間管理機構活用面積 55.5ha)
 生産品目：水稻・野菜
 従業員：役員3名，常時雇用3名

大規模経営体同士で 農地の利用調整を実現

世羅町の西北部に位置する上津田・下津田地区は，両法人による農地集積が進んでおり，ここ数年は，農業従事者の高齢化等による離農で，規模拡大が進んでいました。同じ地域内でそれぞれが依頼を受け管理していたため，分散した農地の集約化が課題となっていました。

そのような中，共通の知人からの依頼をきっかけに，法人間の農地の利用調整を行い，少しずつ分散した農地の解消を進めています。

農地中間管理事業の活用で 利用調整が容易に

農地中間管理機構が農地所有者と担い手の間に入ることによって，機構が預かったまま，農地所有者は手続きすることなく，担い手を変更することができます。両法人はこのメリットを上手く活用し，経営の効率化に取り組んでいます。



両法人の経営農地が分散しています。

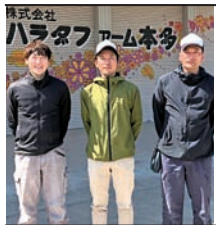


(有)こめ奉行の経営農地の一部を(農)穂MINORIに移転しました。別の地域では(農)穂MINORIから(有)こめ奉行への利用調整も行われています。

■ (有)こめ奉行の経営農地
 ■ (農)穂MINORIの経営農地

(株)ハラダファーム本多・(株)今桐ファーム

[安芸高田市]



(株)ハラダファーム本多 代表取締役：本多正樹
 設立：平成22年10月
 経営面積：約53ha(農地中間管理機構活用面積43.8ha)
 生産品目：水稻(特別栽培米, 酒米など), 白ネギ, そば
 従業員：役員4名, 常時雇用2名



(株)今桐ファーム 代表取締役：今桐玄郎
 設立：平成29年9月
 経営面積：20ha(農地中間管理機構活用面積20ha)
 生産品目：水稻, 加工用米, そば
 従業員：役員3名, 常時雇用1名

分散錯ほの解消と規模拡大で 新たな法人経営体が誕生

(株)ハラダファーム本多は、農地中間管理事業を活用し、担い手間での農地の交換による分散錯ほの解消に積極的に取り組んでいます。その相手方であった中心経営体の1人が分散錯ほの解消と併せて、経営規模を拡大(平成25年約8ha⇒現在20ha)し、(株)今桐ファームの設立へと発展しました。

人・農地プランの中心経営体 同士で農地を利用調整

安芸高田市高宮町原田地区では、以前から集落法人の設立や個人の担い手の規模拡大により、担い手への農地集積が進められてきました。

また、農地中間管理事業が始まった当初から、地域に精通した地域駐在コーディネータ(元農業委員)の働きかけにより、担い手の新規集積や利用権の更新時に、農地中間管理事業を活用してきました。原田地区人・農地プラン(平成30年2月更新)では、地区内の4法人と16名が中心経営体に位置づけられ、ほとんどが農地中間管理機構の借受希望者となり、農地の利用調整を進めています。



■ (株)ハラダファーム本多の経営農地
 ■ (株)今桐ファームの経営農地

図は、両法人が利用調整を行った農地の一部です。他の地区でも同様に農地の利用調整に取り組んでいます。

地域駐在コーディネータが 貸し借りの条件を調整

分散錯ほの解消を円滑に進めるためには、農地の貸し借りの条件を調整する必要があります。その役割を地域駐在コーディネータが担うことで、担い手ごとにまとまった農地を貸し付けることができています。農地が団地化することで作業効率が改善され、さらなる規模拡大や園芸品目への取り組みにつながっています。

農事組合法人下川西

[庄原市]



代表理事：谷川光行

設立：平成26年7月

経営面積：27.7ha（農地中間管理機構活用面積 27.6ha）

生産品目：水稲，飼料作物，WCS用稲

構成員：41人（理事6人，常時雇用2人）

人・農地プランの話し合いから 集落法人の設立へ

下川西地区は庄原市の中心部から東約6kmに位置し、西城川に沿って広がる標高265m～310mの中山間地域に位置する水田地帯です。昭和53～57年度に実施された県営ほ場整備を契機に設立した下川西水稲麦作栽培営農集団組合によって水稲と麦のブロックローテーションや地域の酪農家との連携による飼料作物栽培などを進めていました。

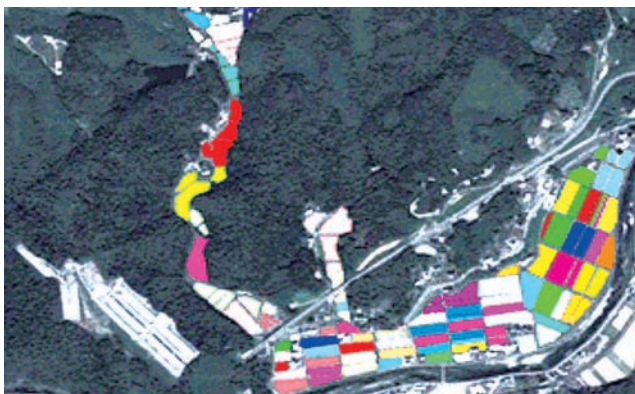
しかしながら、高齢化による担い手不足に加え、米価下落等を背景に生産コスト削減の必要に迫られる中、将来にわたり担い手が確保できる体制を構築するため、地域での話し合いを通じて人・農地プランを作成し、平成26年7月に（農）下川西を設立しました。

農地中間管理事業の活用で 効率的な農地利用を実現

集落法人設立前は、41戸の個人経営体が営農集団組合での機械共同利用に取り組み、地区全体の97%に相当する28.4haの農地で耕作をしていました。

（農）下川西の設立に際しては、農地中間管理事業を活用し、27.6haの農地を同法人に集積した事で、効率的な農地利用を進めることができました。

また、運営資金として機構集積協力金（地域集積協力金）を活用し、集落法人の円滑な経営開始につながりました。



法人化



(株)広島アグリネットファーム

[三原市]



代表取締役：波木明成

設立：平成28年8月

経営面積：2.1ha(農地中間管理機構活用面積 2.1ha)

生産品目：トマト

従業員：役員4名、常時雇用3名

食品流通業界から 農業への参入を実現

フレスタホールディングスグループでは、以前より農業参入の構想を検討しており、候補となる農地を探していたところ、遊休化が進む佐木島の農地活用を進めていた三原市との協議が整い、平成28年3月に参入を決定しました。

平成28年8月に(株)広島アグリネットファームを設立し、同年10月に約1haの農地を農地中間管理機構から借り受け、工事が完了した平成29年9月から約50aの施設でトマトの生産を開始しました。

さらに、平成29年9月には隣接する農地約1haを農地中間管理機構から借り受け、規模拡大に向けての準備を進めています。

将来的には、更に隣接する農地確保を進め、体験農園の整備等によるリゾートファーム事業への参入を目指しています。

農地中間管理事業の活用で まとまった農地を確保

フレスタホールディングスグループは、農業参入に不可欠な農地確保のため、当初から農地中間管理機構と一



平成29年度建設ハウスの空撮画像



(株)広島アグリネットファームの将来ビジョン

緒に検討を進めてきました。

三原市では、まとまった農地を確保するため、平成27年11月に地域の農地所有者に対して農地中間管理事業の説明会を実施し、8名の地権者から約17.5haの貸付希望の申し込みを受け、マッチングにつながりました。

今後、貸付希望農地への企業等の参入がさらに進み、地域の活性化につながることを期待しています。

田中秀幸

[大崎上島町]



田中秀幸(27歳)
就農：平成28年12月
経営面積：0.6ha(農地中間管理機構活用面積 0.6ha)
生產品目：かんきつ

町とJAの密接な連携による スムーズな農地確保支援

大崎上島町では、従来より基盤整備によるレモン団地の造成に取り組み、担い手への農地集積を推進してきました。

また、新たな担い手を確保するため、呉市にあるJA広島果実連の研修施設広島県果樹農業振興対策センター宮盛農園と連携し、研修生の意向を聴取しながら営農計画の作成や農地確保を支援しています。特に農地確保に当たっては、JA職員が就農希望者の意向に即して農地の出し手の掘り起こしに取り組み、まとまりのある成園を就農前に確保することで、円滑な就農につながっています。

将来計画に一步近づく 農地確保

田中さんは、将来、親の経営を引き継ぐため、平成27年8月から平成28年11月(1年4ヶ月)まで広島県果樹農業振興対策センター宮盛農園で研修を受け、基本的な技術を学んだ後、平成28年12月に44a、平成29年10月に16aの成園を、農地中間管理機構を通じて集積しました。

数年後には親の経営を引き継ぎ、ミカンだけでなくレモンを中心に収益増を図るとともに、町内の若手と



の交流を深めながら技術研鑽し、経営を安定させていく計画です。

農地中間管理事業が 町とJAの取り組みを後押し

農地中間管理機構は町のレモン団地構想を後押しするため、平成28年度からこの地区に地域駐在コーディネータを2名配置し、町職員やJA職員、農業委員とともに出し手の掘り起こし活動を推進してきました。今後さらに農地が遊休化し、貸付希望が増えていく中で、農地を借り受ける担い手の育成が喫緊の課題となっています。

今後、さらなる就農希望者を呼び込むには、研修生等が就農前に農地を確保するなど、研修生の不安を払拭することが重要であり、そのためにも農地中間管理事業の活用が効果的です。

峰商事合同会社

[江田島市]



代表社員 井上峰志
 設立：平成20年11月
 経営面積：約1.5ha(農地中間管理機構活用面積 0.3ha)
 生産品目：サツマイモ
 従業員：社員4名, 臨時雇用2名

荒れた農地が増えていく現状を なんとかしたい

江田島市で自動車整備工場を経営する峰商事(同)の井上代表社員は、東日本大震災でのボランティア経験をきっかけにエネルギー問題や農業について考えるようになる中、サツマイモを利用したバイオエネルギーが研究されていることを知り、地元の耕作放棄地を利用したサツマイモ栽培の取り組みを開始しました。

大学と共同でサツマイモを使った燃料チップの研究を進める中、その取り組みを知った酒造会社から焼酎原料としてのサツマイモ生産の話があり、平成25年から地域のブランド商品化を目指して取り組んでいます。

さらに、サツマイモを原料にしたもみじ饅頭や二重焼き、ジャム、スイートポテト、羊羹などの商品化を進めています。

荒れた農地が増えていく現状を何とかしたいと思い、



左) 焼酎「てくてく」。地域と共に「てくてく」と歩いていくという想いが込められています
 右) 毎年芋掘りイベントを開催しています



再生したサツマイモ畑

自動車整備に来られるお客様や、地元の農業委員からの紹介を通じて、また、直接農家に出向いて農地を借り受け、現在約1.5haの農地でサツマイモを栽培しています。将来的には5haに規模拡大し、耕作放棄地の再生と地域の活性化に取り組んでいきます。

農地中間管理事業の活用で 地域の信頼が得やすくなる

峰商事(同)は、農地中間管理事業を活用して平成27年度と平成28年度の2回、計34aの農地を借り受け、さらに平成30年度に70aの新規借り受けを予定しています。

土地所有者への地代支払いなど事務手続きが簡素化されたことや、市や農業委員、農地中間管理機構の支援があるため土地所有者から信頼が得られやすいなど、事業活用の効果を実感しています。

瀬戸田地区の農業委員と 農地利用最適化推進委員の活動

[尾道市]



左) 樹園地の風景。管理された園地の中に、耕作者がいなくなった園地も目立つ

右) 貸付希望農地の状況を確認する委員

毎月行う勉強会で 地域の情報を共有

尾道市南部の島嶼部に位置する生口島と高根島(尾道市瀬戸田町、因島原町、因島洲江町)は柑橘生産が盛んな地域で、レモン等の高収益品目への転換にも積極的に取り組んでいます。後継者の確保も一定程度できていますが、高齢により離農する人も多くなっています。

この地域では、尾道市と合併する前の旧瀬戸田町の頃から、毎月1回全農業委員(現在は農業委員4名と農地利用最適化推進委員4名)が自主的に集まり、農地転用等の現地確認と併せて勉強会を開催しています。各種制度や農業情勢等についての情報共有とともに、離農によって空いた農地を若手農業者へ斡旋する活動に積極的に取り組んでいます。

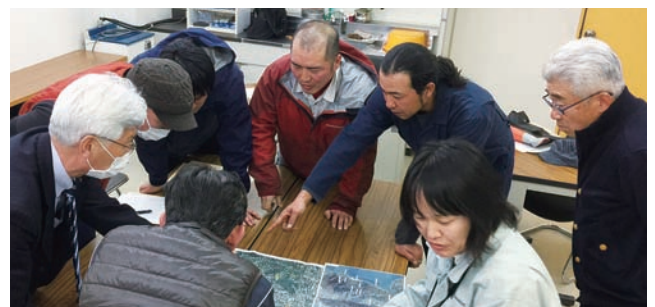
農地中間管理事業を 積極的に活用

農地中間管理事業の推進にあたり、平成27年度に農業委員の中から1名、地域駐在コーディネータを担っていただき、毎月の勉強会で制度説明や推進方法を検討しました。

周知活動にはJA三原の協力もいただき、同年10月か

ら町内10地区で柑橘生産者への説明会を開催しました。この動きにより、平成27年度からの3年間で4名の担い手が農地中間管理機構を通じて1.8haの農地を集積することができました。

農地中間管理機構へ貸付希望が出される農地の多くは、耕作が難しいなど条件が悪いものが多く、担い手への斡旋が困難となっています。そのため、借受希望者からは、後継者不在の農家がいつまで自作を続ける意向があるかといった情報がほしいという意見が出ています。引き続き、農業委員と農地利用最適化推進委員との連携を図って情報収集を行い、担い手への農地の斡旋に取り組んでいきます。



上) 貸付希望農地の図面を見ながら意見交換する担い手

下) 農地の状況を確認する農業委員

農地中間管理事業のしくみ

農地中間管理事業とは、平成26年度から始まった、農地の新しい貸し借りのしくみです。

出し手

公的機関なので
安心して農地を
貸せるわ



賃借料は機構から
支払われるから
安心だね

貸付申込みは随時受付中

受け手

長期間まとまった
農地が借りられて
計画的な経営が
できるよ!



賃借料は機構に
支払うので、
一本化できて
楽になるね!

借受希望者は公募制です

貸付

農地の 集積・集約化

貸付

農地中間管理機構

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

- 農地の「出し手」と「受け手」をつなぐ農地の中間的な受け皿として県知事が指定する法人です。
- 市町、農業委員会、JA等と連携・協力して農地の貸し借りを進めていきます。

地域での話し合いにより「人・農地プラン」を
作成した地域で重点的に実施します

農地を貸したい方

▶ 農地の貸付希望申込が必要です

どこへ

農地が所在する市・町の窓口（農業関係課）

いつ

随時受け付けています

申し込める農用地等の基準

1. 次に該当する農用地等は借り受けできません。

- (1) 農業振興地域以外の農用地等。
- (2) 複数の者で共同所有している農用地等においては、共同所有者の持分の過半の当該農用地等貸付に係る同意がない場合。
- (3) 未相続の農用地等においては、相続権者の持分の過半の当該農用地等貸付に係る同意がない場合。なお、持分の過半の同意があることを証するため、自ら戸籍謄本、除籍謄本及び相続関係図等を市町に提出する必要があります。
- (4) 筆界未定の農用地等
- (5) ほ場整備整備事業等において、土地改良区に対して賦課金の未払い等がある場合

2. 貸付希望農用地等が以下に該当する場合は、借受希望者に集積することで効率的に活用できる場合や借受希望者が確保できる見込みのある場合を除き借受農用地等リストに掲載しません。

なお、集団的なまとまりのある農地の中に存在する場合や

農業的利用を図るため基盤整備事業の実施等が計画されている農用等は含みません。

- (1) 耕作放棄地など、農用地等として利用することが著しく困難な場合。(例えば、松等の大木類(直径5cm以上)が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地)
- (2) 募集区域の借受希望者の数、応募内容、その他の事情を勘案し農用地等の貸付が行われる見込みがない場合。
- (3) 当該農用地等の利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められない場合。
- (4) 当該農用地等の賃貸借料が、近傍の農用地等の整備状況等生産条件等からみて適切であると認められない(概ね3割を超える)場合。
- (5) 一区画あたりの面積が狭小(水田の場合3アール未満、樹園地・畑の場合1アール未満)の場合。
- (6) 農作業に必要な機会(コンバインなど)が公道から直接进入できない等、機会の搬入が困難な場合。

方法

「貸付希望申込書」に必要事項を記入し
添付書類とともに市・町の窓口にご提出ください

借受農用地等リストに掲載

農地を借りたい方

▶ 農地の借受希望申込が必要です

どこへ

農地が所在する市・町の窓口（農業関係課）

いつ

随時受け付けています ※平成30年度は5月から受付を開始します。

対象となる方

応募の対象者	添付書類
① 集落法人	直近の総会資料(写)
② 農業参入企業	経営計画書
③ 認定農業者(個人、一般法人)	経営改善計画認定書(写)
④ 認定就農者(認定新規就農者)	青年等就農計画認定書(写)
⑤ 農業経営を行うJA出資法人・JA	営農計画
⑥ ①から⑤以外の「人・農地プラン」に掲載された地域の中心経営体	募集区域に係る人・農地プランの「今後の地域の中心となる経営体」記載頁(写)
⑦ ①から⑥に位置づけられる予定者(農用地等の借受時には前項①から⑥に位置づけられることが必要です。)	営農計画
⑧ ①から⑦のいずれかの者と農地の分散錯圃の解消を行おうとする者	なし

■借受希望者の次の情報は公表されます

- (1) 借受希望者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
- (2) 募集区域内の農業者、募集区域外の農業者、新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- (4) 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別、栽培方法

方法

「借受希望申込書」に必要事項を記入し
添付書類とともに市・町の窓口にご提出ください

借受者希望者公表一覧に掲載



(一財) 広島県森林整備・農業振興財団

広島県農地中間管理機構

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号

電話 082-541-6192 ファクス 082-541-5177

ホームページ <http://hsnz.jp>

メールアドレス kikou@hsnz.jp